

# ごめんじゃ 済まないの で警察が来ます。

インターネットを利用した犯行予告の罪名および刑罰

【刑法第233条】 偽計業務妨害

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【刑法第234条】 威力業務妨害

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【刑法第222条】 脅迫

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



犯行予告は  
犯罪です